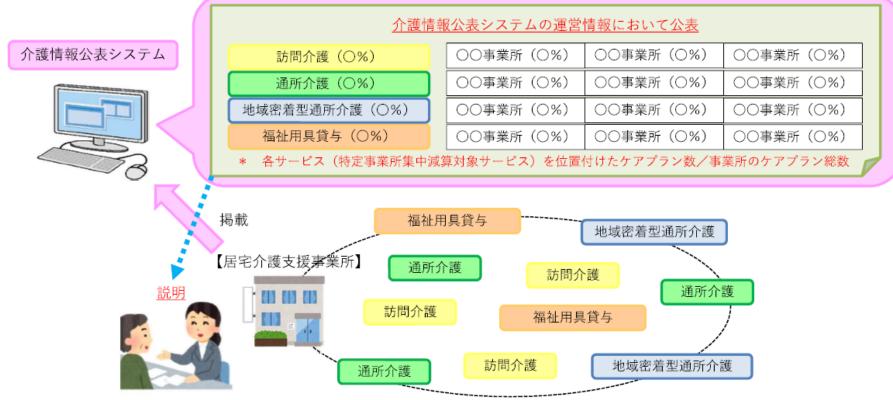
2. (6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

概要

【居宅介護支援】

- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うととも に、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各 サービスの利用割合
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合



注 意 章

指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この(2)において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき十分説明を行わなければならない。

なお、<u>この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁</u> 寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

運営指導等の際に確認します。

得る形としても差し支えありません。

重要事項説明書の内容に含め、他の重要事項と一括して署名を

また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において 作成された居宅サービス計画を対象とする。

① 前期(3月1日から8月末日) ② 後期(9月1日から2月末日)

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の① もしくは②の期間のものとする。

(「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日 老企第22号)第2の3(2)より抜粋。)

参考:介護保険最新情報Vol. 9 5 2 (令和3年3月26日 令和3年度介護報酬改定 Q & A (vol. 3))問111・112

※平成30年度改正において既に説明が義務化されている以下の事項についても、上記同様に「文書の交付に加えて口頭での説明を懇切 丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。」とされているので、併せて確認して ください。

- 1. 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること
- 2 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等